

郡山市高齢者虐待防止連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条に基づき、関係機関が連携し、高齢者虐待の防止のための相談、早期の対応、養護者への支援その他の高齢者虐待の防止のための対策等を円滑かつ適切に実施するため、郡山市高齢者虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者虐待の防止等を円滑にするための関係機関、団体等との連携に関すること。
- (2) 高齢者虐待の防止等についての関係機関、団体等相互の情報交換に関すること。
- (3) 高齢者虐待防止等についての市民の理解を深めるための啓発活動に関すること。
- (4) その他高齢者虐待の防止等に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）から選出された者をもって構成する。

2 連絡会議の座長は、保健福祉部地域包括ケア推進課長をもって充てる。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、座長が招集する。

2 連絡会議が必要と認めるときは、連絡会議に連絡会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 構成機関に属する者は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

関係機関等名
郡山警察署
郡山北警察署
福島地方法務局郡山支局
郡山人権擁護委員協議会
福島県弁護士会郡山支部
郡山医師会
郡山市社会福祉協議会
郡山市民生児童委員協議会連合会
養護老人ホーム希望ヶ丘ホーム
郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会
郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会
郡山市地域包括支援センター連絡協議会
郡山市市民部セーフコミュニティ課
郡山市保健福祉部保健所地域保健課
郡山市保健福祉部健康長寿課
郡山市保健福祉部介護保険課
郡山市保健福祉部障がい福祉課
郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課